

志摩市地域ブランド推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、志摩市地域ブランド推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、志摩市の優れた地域資源を志摩市地域ブランド（以下「志摩ブランド」という。）として認定し、その販売を支援するとともに、志摩ブランドの情報発信を通じて観光客の誘致を促し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 志摩ブランドの名称、ブランドメッセージ及びブランドマークの決定に関すること。
- (2) 地域資源の発掘及び開発に関すること。
- (3) 志摩ブランドの認定に関すること。
- (4) 志摩ブランドの情報発信に関すること。
- (5) 志摩ブランドの販売支援に関すること。
- (6) 観光客の誘致に関すること。
- (7) その他目的を達成するために必要なこと。

(委員)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する次に掲げる団体等の代表者等を委員として構成する。

- (1) 志摩市商工会
- (2) 志摩市観光協会
- (3) 伊勢農業協同組合
- (4) 三重外湾漁業協同組合
- (5) 鳥羽磯部漁業協同組合
- (6) 三重県真珠養殖連絡協議会
- (7) 志摩市
- (8) その他会長が必要と認める者

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 1名

2 役員は、委員の互選により定める。但し、会長は、市長が務める。

3 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長が、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の業務及び会計を監査し、これを協議会に報告する。

(任期)

第6条 委員の任期は、3年間とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(審査機関の設置)

第8条 志摩ブランドの認定審査等に関する事項について調査審議を行うため、志摩市地域ブランド認定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の組織その他必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、志摩市観光経済部経済課に置く。

附 則

この規約は、平成24年2月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年6月20日から施行し、平成31年4月1日より適用する。

附 則

この規約は、令和2年12月23日から施行し、令和2年8月20日より適用する。

附 則

この規約は、令和 6 年 5 月 2 0 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日より適用する。